

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

## GRIサステナビリティ・レポート・スタンダード内容索引

当社の「HINO Sustainability Report 2020」は、Global Reporting Initiative (GRI) の「サステナビリティ・レポート・スタンダード2016/2018」を参照しています。関連する情報の掲載ページを以下に示しています。

### GRI102：一般開示事項 2016

項目		掲載ページ
<b>1. 組織のプロフィール</b>		
102-1	組織の名称	a. 組織の名称 2
102-2	活動、ブランド、製品、サービス	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める 2-5
102-3	本社の所在地	a. 組織の本社の所在地 2
102-4	事業所の所在地	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない 3
102-5	所有形態および法人格	a. 組織の所有形態や法人格の形態 2
102-6	参入市場	a. 参入市場。次の事項を含む i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入業種 iii. 顧客および受益者の種類 3
102-7	組織の規模	a. 組織の規模。次の事項を含む i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について) iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について) v. 提供する製品、サービスの量 2-3
102-8	従業員およびその他の労働者に関する情報	a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動(観光業や農業における季節変動) f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める) 95, 103, 119
102-9	サプライチェーン	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める 105-106
102-10	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む i. 所在地または事業所に関する変化(施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合) iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選定や解消を含む) 該当なし
102-11	予防原則または予防的アプローチ	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方 36-42
102-12	外部イニシアティブ	a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト -
102-13	団体の会員資格	a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト -
<b>2. 戦略</b>		
102-14	上級意思決定者の声明	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明 6-7
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明 6-7
<b>3. 倫理と誠実性</b>		
102-16	価値観、理念、行動基準・規範	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明 8-9
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度 116-118

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ	
<b>4.ガバナンス</b>			
102-18	ガバナンス構造	a.組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b.経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	111-113
102-19	権限移譲	a.最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	-
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	a.組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b.その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	32,37,113
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	a.ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b.協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか	33, コーポレート・ガバナンス報告書(P.10)
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	a.最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i.執行権の有無 ii.独立性 iii.ガバナンス機関における任期 iv.構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v.ジェンダー vi.発言権が低い社会的グループのメンバー vii.経済、環境、社会項目に関係する能力 viii.ステークホルダーの代表	111-113
102-23	最高ガバナンス機関の議長	a.最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b.議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由	111-113
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	a.最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b.最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む i.ステークホルダー(株主を含む)が関与しているか、どのように関与しているか ii.多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii.独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv.経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか	111-113
102-25	利益相反	a.利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b.利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む i.役員会メンバーへの相互就任 ii.サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii.支配株主の存在 iv.関連当事者の情報	有価証券報告書(第108期): 役員の状況、コーポレート・ガバナンスの状況等
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	a.経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割	33, 111-115
102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見	a.経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策	コーポレート・ガバナンス報告書(P.3)
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	a.最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b.当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c.当該評価が自己評価であるか否か d.最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む	コーポレート・ガバナンス報告書(P.3)
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	a.経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュール・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b.最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	71-72, 111-118, コーポレート・ガバナンス報告書(P.12-13)
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	a.経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割	71-72, 116-118, コーポレート・ガバナンス報告書(P.12-13)
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	a.経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	117, コーポレート・ガバナンス報告書(P.12-13)

項目		掲載ページ	
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	a.組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	32-33
102-33	重大な懸念事項の伝達	a.最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	71, 111-113, 116-118
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	a.最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b.重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	71, 117
102-35	報酬方針	a.最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む i. 固定報酬と変動報酬(パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む) ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付(最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む) b.報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか	コーポレート・ガバナンス報告書(P.8)
102-36	報酬の決定プロセス	a.報酬の決定プロセス b.報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c.報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	コーポレート・ガバナンス報告書(P.8)
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	a.報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b.考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	-
102-38	年間報酬総額の比率	a.組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値(最高給与所得者を除く)に対する比率	-
102-39	年間報酬総額比率の増加率	a.組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値(最高給与所得者を除く)の増加率に対する比率	-
5.ステークホルダー・エンゲージメント			
102-40	ステークホルダー・グループのリスト	a.組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	33
102-41	団体交渉協定	a.団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	-
102-42	ステークホルダーの特定および選定	a.組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	-
102-43	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	a.組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントが否かを示す	32
102-44	提起された重要な項目および懸念	a.ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか(報告を行って対応したものを含む) ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	-
6.報告実務			
102-45	連結財務諸表の対象になっている事業体	a.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	2-3、有価証券報告書(第108期)：事業の内容、関係会社の状況
102-46	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	a.報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b.組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明	31
102-47	マテリアルな項目のリスト	a.報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	-
102-48	情報の再記述	a.過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	-
102-49	報告における変更	a.マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更	該当なし
102-50	報告期間	a.提供情報の報告期間	135
102-51	前回発行した報告書の日付	a.前回発行した報告書の日付(該当する場合)	135
102-52	報告サイクル	a.報告サイクル	135
102-53	報告書に関する質問の窓口	a.報告書またはその内容に関する質問の窓口	135
102-54	GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	a.組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張 i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている。」 ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている。」	135、本表

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
102-55	内容索引	本表
102-56	外部保証	-

### GRI103: マネジメント手法 2016

項目		掲載ページ
GRI103: マネジメント手法		
103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	12-33, 43-44
103-2	マネジメント手法とその要素	12-33, 69
103-3	マネジメント手法の評価	12-33

### GRI200: 経済 2016

項目		掲載ページ
GRI201: 経済パフォーマンス		
201-1	創出、分配した直接的経済価値	2-3, 73

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	71, 73
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	有価証券報告書(第108期)：連結財務諸表等
201-4	政府から受けた資金援助	-
GRI202:地域経済での存在感		
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	-
GRI203:間接的な経済的インパクト		
203-1	インフラ投資および支援サービス	-
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	-
GRI204:調達慣行		
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	-
GRI205:腐敗防止		
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	-

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	-
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	-
GRI206: 反競争的行為		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	該当なし

GRI300: 環境

項目		掲載ページ
GRI301: 原材料 2016		
301-1	使用原材料の重量または体積	68, 75
301-2	使用したリサイクル材料	75
301-3	再生利用された製品と梱包材	-
GRI302: エネルギー 2016		
302-1	組織内のエネルギー消費量	53-56, 75, 119
302-2	組織外のエネルギー消費量	75
302-3	エネルギー原単位	-

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
302-4	エネルギー消費量の削減	53-56,68
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	-
GRI303:水および排水 2018		
303-1	共有資源である水との関わり	57-58,68
303-2	排水による影響の管理	-
303-3	取水	68, 75
303-4	排水	68
303-5	水消費	75

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
<b>GRI304:生物多様性 2016</b>		
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	-
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	64
304-3	生息地の保護・復元	-
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	-
<b>GRI305:大気への排出 2016</b>		
305-1	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	52, 68, 75
305-2	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	52, 68, 75



ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
305-3	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ3)	52,68
305-4	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	39,52,68
305-5	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	39, 68
305-6	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	-
305-7	窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、およびその他の重大な大気排出物	68, 75
GRI306: 排水および廃棄物 2016		
306-1	排水の水質および排出先	-
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	68, 75

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
306-3	重大な漏出	該当なし
306-4	有害廃棄物の輸送	-
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	-
GRI307:環境コンプライアンス 2016		
307-1	環境法規制の違反	該当なし
GRI308:サプライヤーの環境面のアセスメント 2016		
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	-
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	-

GRI400:社会

項目		掲載ページ
GRI401:雇用 2016		
401-1	従業員の新規雇用と離職	95,119
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	-
401-3	育児休暇	96,119

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
GRI402:労使関係 2016		
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	a.従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか b.団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か
GRI403:労働安全衛生 2018		
403-1	労働安全衛生管理体制	a.以下を含め、労働安全衛生管理体制が実施されているかの声明 i.法的要件としてその体制が実施されている場合、要件の一覧 ii.リスク管理または管理体制に関する公認の基準/ガイドラインに基づいて、その体制が実施されている場合、基準/ガイドラインの一覧 b.労働安全衛生管理体制が対象とする従業員、活動、職場の範囲の説明。対象とならない従業員、活動、職場がある場合、その理由の説明
403-2	危険の特定、リスク評価、事故調査	a.以下を含む、業務に関する危険の特定、常態または非常態的なリスクの評価、危険の排除とリスクの最小化を目的とした管理体制の適用で用いたプロセスの説明 i.担当者の能力も含め、これらのプロセスの質を組織がどのように確保するか ii.労働安全衛生管理体制の評価および継続的な改善のために、これらのプロセスの結果がどのように使われるか b.業務に関する危険および危険な状況を従業員が報告するプロセスの説明。制裁措置に対して従業員を保護する方法の説明 c.怪我や健康問題を被ると認識した職場から従業員が逃れるための方針やプロセスの説明。制裁措置に対して従業員を保護する方法の説明 d.危険の特定および事故関連リスクの評価を含めた業務関連事故の調査、管理体制を用いた是正措置の決定、労働安全衛生管理体制に必要とされる改善措置の決定に使われるプロセスの説明
403-3	労働安全衛生対策	a.危険の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働安全衛生対策機能の説明。これらのサービスの質を確保し、従業員がそのサービスを利用することを促進する方法の説明
403-4	労働安全衛生に対する従業員の参加、相談、コミュニケーション	a.労働安全衛生管理体制の開発、実践、評価への従業員の参加および相談、労働安全衛生に関する情報の従業員による利用とそれに関するコミュニケーションの提供のためのプロセスの説明 b.従業員の安全衛生に対する正式な共同管理の委員会がどこに設置されているか。委員会の責任、会議の頻度、意思決定の権限の説明。該当する場合、全ての従業員がそれらの委員会に所属していない理由
403-5	労働安全衛生に関する従業員研修	a.一般的な研修や業務に関する特定の危険、危険行為、危険な状況についての研修を含む、従業員に提供されている労働安全衛生に関する研修の説明
403-6	従業員の健康促進	a.業務外における医療および健康管理サービスの従業員による利用の促進方法の説明とその範囲 b.特定のリスクを含む主要な業務外の健康リスクに対処するために提供されている自主的な健康促進サービスおよびプログラムの説明。これらのサービスやプログラムの従業員による利用の促進方法の説明
403-7	事業に直接関わる労働安全衛生への影響の防止と緩和	a.事業活動、製品、サービスに直接関わる労働安全衛生への重大な負の影響および関連の危険やリスクを防止または緩和するためのアプローチの説明
403-8	労働安全衛生管理体制の対象となる従業員	a.法的要件や公認の基準/ガイドラインに基づいて組織が労働安全衛生管理体制を実施している場合、以下の事項を記載する i.対象となる全従業員および従業員ではないが業務や職場が組織によって管理されている労働者の数と比率 ii.内部監査体制の対象となる全従業員および、従業員ではないが業務や職場が組織によって管理されている労働者の数と比率 iii.外部団体によって監査または認証されている体制の対象となる全従業員および、従業員ではないが業務や職場が組織によって管理されている労働者の数と比率 b.該当する場合、対象外の労働者の種類も含め、一定の労働者が開示から除外されている理由 c.基準、方法論、前提など、データ収集の方法を理解するために必要な関連情報

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
403-9	労働災害	81
403-10	業務に関する健康問題	82-83
GRI404: 研修と教育 2016		
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	-
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	87, 92-93
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	-
GRI405: ダイバーシティと機会均等 2016		
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	103
405-2	基本給と報酬総額の男女比	-
GRI406: 非差別 2016		
406-1	差別事例と実施した救済措置	-

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
<b>GRI407:結社の自由と団体交渉 2016</b>		
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	a.労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i.事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii.リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b.結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策
<b>GRI408:児童労働 2016</b>		
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	a.次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i.児童労働 ii.年少労働者による危険有害労働への従事 b.児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー(次の観点による) i.事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii.リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c.児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策
<b>GRI409:強制労働 2016</b>		
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	a.強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i.事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii.リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b.あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策
<b>GRI410:保安慣行 2016</b>		
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	a.組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b.保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か
<b>GRI411:先住民族の権利 2016</b>		
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	a.報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b.事例の状況と実施した措置(次の事項を含める) i.組織により確認された事例 ii.実施中の救済計画 iii.実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv.措置が不要となった事例
<b>GRI412:人権アセスメント 2016</b>		
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	a.人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合(国別に)
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	a.人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数 b.人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	a.人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合 b.「重要な投資協定」の定義
<b>GRI413:地域コミュニティ 2016</b>		
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	a.地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施(次のものなどを活用して)した事業所の割合 i.一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価(ジェンダーインパクト評価を含む) ii.環境インパクト評価および継続的モニタリング iii.環境および社会インパクト評価の結果の公開 iv.地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v.ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi.広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii.インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii.正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所	a.地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所。次の事項を含む i.事業所の所在地 ii.事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)

ESGデータ集 > GRIスタンダード内容索引 ISO26000対照表 編集方針

項目		掲載ページ
<b>GRI414: サプライヤーの社会面のアセスメント 2016</b>		
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合 -
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的) d. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由 -
<b>GRI415: 公共政策 2016</b>		
415-1	政治献金	a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額(国別、受領者・受益者別) b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法(該当する場合) -
<b>GRI416: 顧客の安全衛生 2016</b>		
416-1	製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価	a. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために進めているものの割合 80-81
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる 該当なし
<b>GRI417: マーケティングとラベリング 2016</b>		
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か i. 製品またはサービスの構成要素の調達 ii. 内容物(特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの) iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト v. その他(詳しく説明のこと) b. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合 40, 86
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる 該当なし
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	a. マーケティング・コミュニケーション(広告、宣伝、スポンサー業務など)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる -
<b>GRI418: 顧客プライバシー 2016</b>		
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの ii. 規制当局による申立 b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる -
<b>GRI419: 社会経済面のコンプライアンス 2016</b>		
419-1	社会経済分野の法規制違反	a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯 該当なし